南あわじ市下水道事業審議会の会議の公開に関する要領

令和８年９月２９日
審　議　会　決　定

（趣旨）

第１条　南あわじ下水道事業審議会運営要領第 12 条の規定に基づき、南あわじ市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

第２条　審議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴者名簿（様式第１号）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

２　傍聴の受付は、審議会開会予定時刻の 30 分前から会場入口で行う。

（傍聴の制限）

第３条　審議会の会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、会議の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

⑴　あらかじめ会議を非公開としているとき

⑵　傍聴席が満席となったとき

⑶　傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき

⑷　傍聴者が会議の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき

⑸　前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき

（傍聴人の遵守事項）

第４条　傍聴人は、傍聴席において次に各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　みだりに傍聴席を離れないこと。

⑵　私語、談話、拍手その他会議の妨げとなるような行為をしないこと。

⑶　議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。

⑷　飲食をしないこと。

⑸　携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと。

⑹　撮影録音等を行わないこと。

⑺　係員の指示に従うこと

⑻　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと

（報道関係者の特例）

第５条　報道関係者は、第４条第６号の規定にかかわらず、写真の撮影をすることができる。

（退場）

第６条　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、傍聴人に対し退場を命ずることができる。

⑴　会議を非公開としたとき

⑵　傍聴人が第４条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき

⑶　前２号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和８年９月 29 日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

下水道事業審議会 傍聴人名簿

【開催日時】　　年　月　日

【開催場所】

受付番号	氏　名	住　所